

計 画 期 間
令和3年度～令和12年度

千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年6月

千 葉 県

目次

I	酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針	
1	千葉県酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢	1
2	肉用牛・酪農経営の増頭・増産	1
3	中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承	3
4	経営を支える労働力や次世代の人材の確保	4
5	国産飼料基盤の強化	5
6	輸出の戦略的な拡大	6
7	災害に強い畜産経営の確立	6
8	家畜衛生体制の充実・強化	6
9	GAP等の推進	7
10	安全確保を通じた消費者の信頼確保	7
11	資源循環型畜産の推進	8
12	国民理解の醸成・食育の推進等について	9
II	生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	
1	生乳の生産数量泳ぎ乳牛の飼養頭数の目標	10
2	肉用牛の飼養頭数の目標	10
III	近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	
1	酪農経営方式	11
2	肉用牛経営方式	13
IV	乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	
1	乳牛	15
2	肉用牛	17
V	飼料の自給率の向上に関する事項	
1	飼料の自給率の向上	19
2	具体的措置	19

VI	集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	
1	集送乳の合理化	2 1
2	乳業の合理化	2 1
3	肉用牛及び牛肉の流通の合理化	2 3
VII	その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項	2 5
	(畜産クラスターの推進方針)	

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 千葉県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

本県の畜産は、温暖な気候風土や大消費地である首都圏に位置するという立地条件に恵まれて発展し、本県農業産出額の約 30%（平成 30 年）を占める基幹的部門となっている。

なかでも、乳用牛は畜産産出額の約 21%を占め、全国有数の酪農県としての地位を維持すると同時に、首都圏における主要な生乳供給地としての役割を担っている。

一方、肉用牛は、畜産産出額に占める割合は 7.6%で、以前より比率は高まっているものの、依然として低いままである。しかし、酪農基盤を生かした乳用種の肉用資源としての有効活用等、酪農の発展を図る上で重要な役割を担っている。また、本県独自の肉質の良い銘柄牛肉の創出を目指し、黒毛和種の生産基盤の強化を進めているところである。

しかしながら、輸入飼料価格の高止まり等を起因とした生産コストの増加を背景に収益性が改善せず、担い手の高齢化や施設の老朽化、並びに国際情勢の急激な変化による先行きの不安から、農家戸数の減少が続いている。また、設備投資の負担の大きさ、技術の専門性の高さ及び労働の周年拘束性により、後継者や新規就農者の確保が困難な状況にある。

酪農においては、生産者乳価が上げ基調であるにもかかわらず、農家戸数とともに飼養頭数の減少も著しく、生乳生産量の減少に歯止めがかかっていない。

肉用牛においては、小規模な繁殖農家で農家の高齢化が進み、全国的な肉用繁殖牛飼養頭数の減少と相まって子牛価格が高騰し、和牛肥育農家の経営を圧迫している。また、乳用種及び交雑種の肥育経営においては、乳用牛頭数の減少に起因する子牛の不足から、生産費が高騰し収益性は悪化している。

2 肉用牛・酪農経営の増頭・増産

(1) 生産基盤の強化

酪農では、既存牛舎の空きスペースを有効活用する等、新たな施設投資を抑えながら初妊牛の導入を進め、増頭を推進する。

また、県や生産者団体等の運営する公共牧場や育成牛預託施設等の活用、及び哺乳ロボット等の機械整備を進めて経営の機能強化を図り、様々な生産基盤

をフル活用して、増頭・増産を推進する。

肉用牛の生産基盤強化には繁殖基盤の強化が重要であるため、規模拡大が可能な経営体では、ロボットや ICT 等のスマート農業技術の導入、外部支援組織の活用による労力補完によって規模拡大を図る。中小規模経営体でも、規模に応じた新技術の活用等により高度な経営管理を行うことで生産性を向上させ、増産を図る。

また、肥育経営における繁殖肥育一貫経営化や交雑種雌牛を活用した和牛生産、地域内の肉用牛経営と酪農経営が連携した和牛受精卵利用による和子牛生産拡大の取組を推進する。

(2) 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

① 地域で支える畜産

畜産クラスターの継続的な推進により、畜産農家、流通・加工業者、市町村、農協等の関係者の連携・協力を通じ、地域全体で畜産の収益性の向上を目指す。

畜産クラスターの取組においては、取組の成果が地域の生産者、その他の関係者に広く波及するよう、担い手の確保や労働負担の軽減、県産粗飼料生産・利用の拡大や耕畜連携の推進等に取組みつつ、地域の実態を踏まえた創意工夫や自主的な取組により、共通の目標を立て、計画を策定する。

そのため、協議会等において話し合いを重ね、関係者が一体となった継続的・計画的な取組を進める。

② 畜産を起点とした地域振興

畜産クラスターの取組を活用し、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図り、地域の雇用と就農機会の創出を図る。

また、飼料作物と堆肥の交換、放牧の活用等を推進し、資源循環の確保や農村景観の形成により、幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場の提供、地域によっては新たな観光資源としての活用も検討する。

(3) 乳用後継牛の確保と和子牛生産拡大

性判別精液及び性判別受精卵の活用により、優良な乳用後継牛の確保と牛群の産乳能力の向上を推進する。また、後継牛を確実に確保した上で和牛受精卵を活用することにより、和子牛の生産拡大と酪農家の副産物収入の増加を図る。

(4) 乳用牛の供用期間の延長

乳用牛の泌乳能力の向上や近交係数の上昇に伴い、繁殖成績の低下や分娩事故、周産期疾病等が増加し、乳牛の供用年数が短縮傾向にある。

このような経営的損失を回避するため、関係機関・団体と連携し、牛群検定情報等のデータを活用した飼養管理の改善を図る。

(5) 家畜改良の継続的推進

家畜の改良は、家畜の生産性と畜産物の品質向上の基礎となるが、長い期間と多大な労力を要することから、関係団体・機関と認識を共有しつつ、組織的かつ計画的に推進する必要がある。

乳用牛の改良について、血統登録や牛群検定の普及を図りながら、適切な飼養管理を実践し、繁殖性及び乳質向上を目指す。また、的確な交配を行い、生涯生産性の向上に努める。

肉用牛の改良について、ゲノミック評価等の新技術を活用しながら、肉質向上や増体能力向上を目指した改良を推進する。併せて、生産性向上のため繁殖能力に優れた雌牛の後継牛確保を推進する。

(6) 牛群検定加入率の向上

乳用牛の生産性の向上には、個体毎の飼養管理が必要であることから、データに基づく適切な飼養管理を推進するため、牛群検定への加入を図る。

3 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承

(1) 新技術活用による生産性向上の推進

家族経営をはじめとする中小規模の経営体が持続的な経営を実現するため、発情発見装置、分娩監視装置、起立困難牛検知システムや哺乳ロボット等の ICT、IoT、AI、ロボットといった新技術の実装を推進し、規模拡大を行わずとも生産性向上が図られるよう支援する。加えて、労働時間や労働負担の軽減も図る。

高能力の牛群を整備するため、ゲノミック評価等の新技術を活用した乳用牛や繁殖雌牛の改良を推進し、産乳・産肉能力の向上を目指す。

また、センサー等から得られるデータを畜産経営体自ら活用できるようにするほか、生産者団体等がデータの分析や活用方法の指導を行い、多くの経営がデータを活用した高度な経営判断をできるよう支援する体制を構築し、経営改善を図る。

併せて、中小規模経営体への新技術の実装を進めるため、飼養管理方法の実態を踏まえた技術開発や実証を行い、成果の普及・活用を進める。

(2) 規模拡大の推進

意欲ある経営体が規模拡大に取り組めるように、引続き国事業等を活用した施設整備や家畜導入を支援する。また、少ない投資で規模拡大が可能なキャトルステーション等の外部支援組織や簡易畜舎の活用を推進するとともに、複数経営での業務の協業化や機械の共有等によりコスト低減を図る。

(3) 持続的な発展のための経営能力の向上

持続的で安定的な事業継続を図るため、決算書の作成等による経営実態の把握や適切な事業計画及び資金計画の策定を支援するとともに、キャッシュフローや資産、損益等の状況を把握し、適切な経営管理を行うための法人化を推進する。

(4) 地域での経営資源の継承システムの構築

新規就農者や規模拡大を目指す経営体の初期投資を抑制し、畜舎等の経営資源の継承を行いやすくするために、県内の空き牛舎や離農跡地等の情報を集約し、それらを有効活用できるシステムの構築に努める。

4 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

(1) 新規就農の確保と担い手の育成

千葉県農業者総合支援センターや千葉県農業会議などの新規就農相談窓口、及び就農希望者の多い酪農ヘルパー組合や農業高校、農業大学校との連携を強化し、就農希望者の情報把握に努め、就農促進を図る。

従業員として就職し、OJTにより飼養管理技術や経営ノウハウを習得できる「雇用就農」での人材確保を進めるため、経営の法人化を推進する。

また、女性の経営参画推進、農福連携の取組推進等により、多様な担い手の活躍を支援する。

(2) 外部支援組織の活用

コントラクター・TMRセンター等の飼料生産組織、キャトルステーション・キャトルブリーディングステーション等の預託施設及び酪農ヘルパー組織など

の外部支援組織が抱える労働力不足や組織運営の安定化といった課題の解決に取り組むため、自動操舵機能付トラクターやドローン、哺乳ロボット等の新技術の実装により作業の効率化を進めるとともに、リタイアした経験者の雇用により組織の強化を図る。

酪農ヘルパー組織について、農家戸数の減少による経営の不安定化を解消するため、組織統合や経営の効率化を推進するとともに、雇用条件や職場環境を整備することで、ヘルパー要員の確保・定着を強化する。

5 国産飼料基盤の強化

(1) 県産粗飼料の生産・利用拡大

輸入飼料価格変動の影響を受けずに安定的な畜産物生産を実現するため、自給飼料の生産・利用拡大を推進する。

また、飼料生産作業の効率化及び経営体の飼養管理等への集中・分業化による生産性向上を図るため、地域の実情に応じた飼料生産コントラクターの育成やTMRセンターの設置を推進する。

(2) 飼料用米・青刈りとうもろこしの生産

輸入とうもろこしの代替となる飼料用米の多収品種の利用、コスト低減、複数年契約による安定生産と供給、並びに青刈りとうもろこしの二期作・二毛作を推進する。

また、優良品種の普及、複数草種の導入等により収穫適期を拡大し、不安定な気象リスクに対応した飼料生産を行う。

(3) 水田や耕作放棄地等の有効活用

飼料供給地として有望な水田の裏作や耕作放棄地の活用により、飼料用稲、青刈りとうもろこし、ソルガム等の高栄養・高収量作物の作付面積を拡大する。

また、条件不利な水田等への放牧の活用や、繁殖雌牛等を耕作放棄地所有者へレンタルする等、地域ぐるみで放牧を推進する。

(4) エコフィードの生産・利用の促進

エコフィードの効率的な生産利用及び品質の確保を図るため、食品産業事業者や再生利用事業者、畜産農家等の関係者の連携を推進する。

また、地域の特性を活かした飼料供給体制の構築を進めるため、需給情報の

提供等により、需給側と供給側の結びつきの強化を図る。

6 輸出の戦略的な拡大

本県は、県内に牛肉の輸出認定を受けたと畜場が存在しないが、他県のと畜場を通じて牛肉を米国及びシンガポールへ輸出した実績がある。今後、アジアを中心に畜産物の輸出がさらに伸びる可能性があり、戦略的に輸出拡大に取り組む必要がある。

牛肉について、出荷和牛の質・量をともに向上させるとともに、個々の銘柄出荷を統一ブランドにまとめ、相手国での知名度を向上させる必要がある。

その他の畜産物も含めた輸出促進のため、施設整備等関連事業や施設認定申請等を実施する事業者を積極的に支援していく。

7 災害に強い畜産経営の確立

酪農・肉用牛経営は、規模拡大に伴い施設が大型化し、大容量の電力が必要である。そのため、地震、台風、強風等の気象災害により電力の供給が絶たれ、それが数日～十数日に及んだ場合、恒常的な管理が求められる乳牛や肉用牛に多大な被害が生じる。

このような気象災害に伴う停電や断水による生産活動への影響を最小限にするため、各経営体へ非常用電源設備の導入を推進する。また、気象災害による施設の損壊及び家畜の死亡等の直接的な被害に備えるため、災害に強い畜舎の整備と家畜共済等への加入を推進する。

本県での気象災害の発生頻度は近年高まっていることから、貴重な畜産資源の被害を最小限に抑えるため、災害時に対する事前の備えについて、関係機関との連携を図っていく。

8 家畜衛生体制の充実・強化

(1) 県内の検疫・防疫による伝染病予防対策と危機管理体制の強化

海外悪性家畜伝染病のうち、牛に甚大な被害をもたらす口蹄疫は、近隣アジア諸国で継続的に発生しているため、生産者への注意喚起を行うとともに、飼養衛生管理基準の遵守、及び早期の発見・通報を徹底する。併せて、近年増加傾向にある外国人技能実習生に対し、動物検疫及び飼養衛生管理基準等の周知・指導を行い、農場での水際対策を強化する。

その上で、発生時に迅速・的確な防疫措置を講じるため、防疫計画の素案策定、防疫演習の実施、及び防疫資材の確保に努める。防疫演習や飼養衛生管理基準に係る県協議会等を通じて、市町村や畜産関係団体との連携を確認し、危機管理体制の強化を推進する。

また、家畜保健衛生所の再編により、畜産農家の密集する県北東部へ人員及び機能を集中させ、家畜伝染病対策の危機管理拠点として即時対応能力の強化を図る。

(2) 産業動物獣医師等の確保・育成

令和 2 年に改正された飼養衛生管理基準で、農場ごとに担当獣医師を設け、定期的に飼養する家畜の健康管理について指導を受けることが義務付けられたことから、産業動物に従事する獣医師の確保は喫緊の課題となっている。

このため、行政体験研修や農業共済組合の診療実習等を通じて産業動物分野の魅力を発信し、就業を誘導する。また、千葉県獣医師会と連携を図り、研修機会を提供することで、農場指導を担う産業動物獣医師の育成を図る。

9 GAP等の推進

(1) 農場 HACCP の推進

農場における畜産物の安全性を客観的に評価できる農場 HACCP をより普及・定着させるため、生産者、畜産関係者団体、及び診療獣医師と連携した指導体制を強化する。農場 HACCP 認証取得を推進することで、農場における衛生管理水準を向上させ、農場から消費者までの一貫した衛生管理による安全な畜産物の供給につなげる。

(2) JGAP の推進

食の安全やアニマルウェルフェア等に取り組む農場に与えられる JGAP の普及・定着を図るため、JGAP 認証を希望する HACCP 認証取得農場への差分審査や団体認証の支援を行う。

10 安全確保を通じた消費者の信頼確保

(1) 製造・加工段階での衛生管理の高度化

牛乳・乳製品及び食肉について、令和3年6月から原則全ての製造・加工施設に

HACCPに沿った衛生管理が義務化される。従って、より高度な衛生管理が行われるよう、本県の衛生部局と連携しながら、事業者に対し施設整備事業等の必要な支援を行う。

また、牛乳や食肉等について、消費者への信頼を確保するため、食品事故の未然及び再発防止のための情報共有や指導に努める。

(2) 飼料・飼料添加物に係る安全確保

飼料・飼料添加物については、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）」に基づく諸規制を適切に運用する必要がある。また、飼料や飼料添加物の製造、輸入、販売及び仕様の各段階における検査、指導等を実施し、安全性に関する情報について、国との連携の上、速やかな公表に努める。

(3) 動物用医薬品に係る安全確保

行政、診療獣医師、及び生産者が一丸となり、畜産分野での抗菌剤の慎重使用の徹底を図ることで、微生物の薬剤耐性率を下げ、薬剤耐性菌による人の健康への影響を低減し、県産畜産物の信頼性を確保する。このためにも診療獣医師や生産者に対し、要指示医薬品制度や使用規制制度に基づいた動物用医薬品適正使用を指導するとともに、動物用医薬品販売業への監視指導を的確に実施する。

11 資源循環型畜産の推進

県内市町村、関係機関及び団体で構成する畜産環境保全対策推進協議会を中心に、家畜排せつ物の簡易的な処置対応や直接ほ場に散布する状況を是正し、堆肥化施設の設置を誘導することで、家畜排せつ物の適正管理を推進する。

また、水田での堆肥利用と組合わせた耕畜連携を推進し、地域内での堆肥利用を推進する。なお、「千葉県堆肥利用促進ネットワーク」により、堆肥に関する情報を広く提供し、広域流通を促進する。

併せて、消費者等への理解醸成活動等により、地域と調和した持続性のある畜産協営を目指す。

12 国民理解の醸成・食育の推進等について

(1) 牛乳・乳製品の安定供給

生乳は毎日生産され、緻密な需給調整が重要であることから、県内生産組織は、指定団体である関東生乳販売農業協同組合連合会の需給に基づく生産計画に従い、生乳生産及び安定供給を推進する必要がある。

また、生乳の安定供給には、県内酪農経営の体質強化、乳業の合理化等を図ることが重要であり、これに関連した対策の活用を積極的に図っていく。

(2) 生乳の取引基準の遵守

乳用牛の供用年数を延ばすことで限られた乳用牛の資源を有効活用するために、関係機関や団体と連携し、適切な搾乳技術の励行と乳房炎予防に留意した高品質の生乳生産を推進する。

(3) 消費者ニーズに的確に対応した生産と6次産業化の推進

牛乳・乳製品については、安定的な酪農経営に立脚した生乳の安定供給に万全を期するとともに、食生活の多様化等により需要が増加しているチーズ等の6次産業化に取り組む酪農家に対し、所得確保につながるよう積極的に支援する。

牛肉については、黒毛和種による高品質な霜降り牛肉の生産を推進するとともに、手頃な価格の牛肉へのニーズにも応えるため、乳用種や交雑種の品種特性について分かりやすく消費者に情報提供していく。さらに、県産牛肉の銘柄の大半で構成され、技術向上や有利販売に取り組むチバザビーフ協議会とも連携し、県産牛肉の知名度向上及びブランド力強化に取り組む。

また、飼料用米の給与など地域の飼料資源を活用した牛肉の生産や、おいしさの指標の活用など消費者ニーズに対応した特色ある生産を推進するとともに、生産情報の消費者への伝達、美味しい食べ方や食卓づくりの提案、販売方法の工夫による商品の特性に応じた付加価値の付与など様々な取組を推進する。

Ⅱ 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）					目標（令和12年度）				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	頭	kg	t
千葉県	県全域	29,400	23,200	21,800	9,069	200,860	28,600	22,600	21,200	9,400	200,000
合計		29,400	23,200	21,800	9,069	200,860	28,600	22,600	21,200	9,400	200,000

- (注) 1. 必要に応じて、自然的・経済的条件に応じた区域区分を行い、市町村をもって区域の範囲を表示すること。
区域の範囲を表示すること。
また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の令和2年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。
以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在（平成30年度）							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
千葉県	県全域	38,600	1,660	7,260	1,480	10,400	5,590	22,700	28,300
合計		38,600	1,660	7,260	1,480	10,400	5,590	22,700	28,300

目標（令和12年度）							
肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭
41,600	3,200	10,000	0	13,200	4,800	23,600	28,400
41,600	3,200	10,000	0	13,200	4,800	23,600	28,400

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のおのほは、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。
以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

目指す経営の姿		経営概要						生産性指標	
		経営形態	飼養形態					牛	
			経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新産次
						(ha)	kg	産	
飼養管理技術高度化 家族経営	現在	家族	30	繋ぎ・パイクライン	育成牛預託施設・酪農ヘルパー	分離	—	9,069	3.2
	目標	家族	50	繋ぎ・パイクライン 自走式配餌車 分娩監視装置 搾乳ユニット自動搬送装置	育成牛預託施設 コントラクター 酪農ヘルパー	分離	—	9,400	3.7
規模拡大・法人化を目指す家族経営	現在	家族	80	フリーストール・パーラー	育成牛預託施設	TMR自動給餌	—	9,069	3.2
	目標	家族・法人	100	フリーストール 自動給餌機 搾乳ロボット 性判別技術 受精卵移植	育成牛預託施設 TMRセンター 酪農ヘルパー	TMR自動給餌	—	9,400	3.7
法人経営②	現在	法人	100	フリーストール・パーラー	育成牛預託施設	TMR自動給餌	—	9,069	3.2
	目標	法人	200	フリーストール・パーラー 自動給餌機 搾乳ロボット	育成牛預託施設 コントラクター	TMR自動給餌	—	9,400	3.7

目指す経営の姿		生産性指標														備考
		飼料							人							
		作付体系 及び単収	作付 延べ 面積 ※放牧 利用を 含む	外部化 (種類)	購入 国産 飼料 (種類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	粗飼料 給与率	経営内 堆肥 利用 割合	生産コスト		労働		経営			
生乳1kg当たり 費用合計(現状 との比較)	経産牛1 頭当たり 飼養労働 時間								総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる 従事者1 人当たり 所得			
		kg	ha			%	%	割	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
飼養管理 技術高度 化 家族経営	現在	トウモロコシ 5,380kg/10a ・ 牧草 4,080kg/10a	4.2	—	稲WCS	21%	45%	6割	119.2	130	3,900 1,700hr ×2人	4,233	3,237	996	498	
	目標	トウモロコシ 5,700kg/10a ・ 牧草 4,080kg/10a	10	コントラ クター	稲WCS	32%	45%	6割	109.8	102	5,060 2,000hr ×2人	7,134	5,493	1,641	821	
規模拡 大・法人 化を目指 す家族経 営	現在	トウモロコシ 5,380kg/10a ・ 牧草 4,080kg/10a	11.2	TMRセン ター	稲WCS	21%	45%	6割	103.9	83	6,600 2,500hr ×2人	11,726	9,499	2,227	1,114	
	目標	トウモロコシ 5,700kg/10a ・ 牧草 4,080kg/10a	20	TMRセン ター	稲WCS・ 飼料用 米	32%	45%	6割	96.0	36	3,600 1,800hr ×2人	11,520	8,820	2,700	1,350	
法人経営 ②	現在	トウモロコシ 5,380kg/10a ・ 牧草 4,080kg/10a	14	コントラ クター	稲WCS	21%	45%	6割	108.5	84	8,400 2,200hr ×2人	14,657	11,873	2,784	928	
	目標	トウモロコシ 5,700kg/10a ・ 牧草 4,080kg/10a	40	コントラ クター	稲WCS	32%	45%	6割	106.0	85	17,000 2,000hr ×3人	22,810	19,940	2,870	957	

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿		経営概要						生産性指標										
		経営形態	飼養形態				牛				飼料							
			飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷体重	作付体系及び単収	作付延べ面積※放牧利用を含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率	経営内堆肥利用割合
稲WCSを活用し、効率的な飼養管理を図る家族経営	現在	家族複合	繁殖10頭	繋ぎ	—	分離	—	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg 牧草 4,080kg /10a 稲わら 400kg /10a	ha 1.5	—	—	% 10	% 75	割 5割
	目標	家族複合	繁殖20頭	繋ぎ	コントラクター	分離	—	12.5	23.5	8	280	kg 牧草 4,080kg /10a 稲わら 400kg /10a	ha 4.3	コントラクター	—	18	80	6割

目指す経営の姿		生産性指標							備考
		人							
		生産コスト	労働		経営				
		子牛1頭当たり費用合計(現状との比較)	子牛1頭当たり飼養労働時間	総労働時間(主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当たり所得	
稲WCSを活用し、効率的な飼養管理を図る家族経営	現在	円(%) 432,726	hr 137	hr 1,196	万円 695	万円 394	万円 301	万円 301	
	目標	414,379 (96%)	58	1,062	1,498	803	695	695	

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の表のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

(2) 肉専用種（又は乳用種・交雑種）肥育経営

目指す経営の姿	経営概要							生産性指標											
	経営形態	飼養形態					牛					飼料							
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用（放牧地面積）	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体量	作付体系及び単	作付延べ面積※	外部化	購入国産飼料（	飼料自給率（国	粗飼料給与率	経営内堆肥利用	
増体能力に優れたもと畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	現在	家族 専業	肥育 100頭	牛房 群飼	コントラ クター	分離	(ha)	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha	コ ン ト ラ ク タ ー	—	10	10	3割
	目標	家族 専業	肥育 150頭	牛房 群飼	コントラ クター	分離		8	27	19	790	0.88			コ ン ト ラ ク タ ー	—	19	10	3割
肥育牛の出荷月齢の早期化、繁殖・肥育一貫化による飼料費やもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の法人経営	現在	法人	繁殖 30頭 肥育 100頭	牛房 群飼	コントラ クター	分離		9.2	29.5	20.3	782	0.79		コ ン ト ラ ク タ ー	—	10	10	4割	
	目標	法人	繁殖 45頭 肥育 150頭	牛房 群飼	コントラ クター	分離		8	27	19	790	0.88		コ ン ト ラ ク タ ー	—	18	10	4割	

目指す経営の姿	生産性指標								備考
	人								
	生産コスト	労働		経営					
	肥育牛1頭 当たり費用合計 (現状との比較)	肥育牛 1頭当 たり飼 養労働 時間	総労働時 間（主た る従事 者）	粗収入	経営費	農業 所得	主たる 従事者 1人当 たり所 得		
	円(%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円		
増体能力に優れたもと畜の導入等により、生産性の向上や規模拡大を図る肉専用種肥育の家族経営	現在	393,378	54	5,400 (2,300× 2人)	7,625	7,424	201	101	
	目標	355,913 (90%)	31	3,810 (1,800× 2人)	12,107	10,553	1,554	777	
肥育牛の出荷月齢の早期化、繁殖・肥育一貫化による飼料費やもと畜費の低減等を図る肉専用種繁殖・肥育一貫の法人経営	現在	661,279	子牛 106 肥育 54	8,296 (2,300× 3人)	7,681	6,731	950	317	
	目標	629,712 (95%)	子牛 43 肥育 31	6,457 (1,800× 3人)	12,205	9,625	2,580	860	

- (注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること
 2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		① 総農家戸数	② 飼養農家 戸数	②/①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数 ③/②
					③総数	④ うち成牛頭数	
県全域	現在	戸 62,636	戸 561 (17)	% 0.90	頭 29,400	頭 23,200	頭 52.4
	目標		430 (10)			22,600	66.5
合計	現在		561 (17)	0.90	29,400	23,200	52.4
	目標		430 (10)			22,600	66.5

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

意欲ある経営体が規模拡大に取り組むため、引続き国の事業等を活用した施設の整備や家畜の導入を推進する。

規模拡大にともなう経営費の上昇に対応するため、フリーストール化等による生産効率の改善や、性判別精液・受精卵移植の活用等による牛群の改良を進め、収益性向上を図る。また、総労働時間の増加に対しては、雇用労働や法人化の取組のほか、自動給餌機、搾乳ロボット等のスマート農業技術、省力化機械の導入や育成牛預託施設、TMR センター、コントラクター等の労働力の外部化も併せて推進する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

牛舎構造や立地上の問題から、規模拡大が困難な家族経営を中心とした中小規模の経営体では、国や県の事業を活用しながら、収益性の向上と労働負担の軽減を進め、持続可能な経営の安定化を図る。

収益性の向上については、牛群検定等による個体管理の徹底と効率的な牛群改良、自家哺育・育成の推進、牛舎の空きスペースの解消等により、乳量向上と生産コストの削減を進める。また、労働負担の軽減では、つなぎ牛舎でも利用可能な搾乳ユニット自動搬送装置、自走式配餌車、分娩監視装置等の省力化技術の導入や酪農ヘルパー、公共牧場等を活用した生産作業の外部

化を引続き推進する。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

畜産クラスター等を通じ、地域の生産者、行政、農業団体等関係者が連携して継続的に取組を推進し、地域全体で収益性の向上を図る。加えて、最新の技術情報の共有、農家同士の広域連携、消費者や就農希望者等への情報発信、経営コンサルタントの活用等により、持続可能な酪農経営を支援する。

また、労働の外部化を推進するため、酪農ヘルパー組織の基盤強化とサービス向上、コントラクターやTMRセンターの整備、公共牧場の機能強化等の外部組織の充実を引続き推進する。

なお、規模拡大にともない増加する家畜排せつ物の円滑な利用を図るために、自給飼料の作付拡大、適正な管理のための堆肥化施設の整備、耕畜連携や堆肥の広域流通について併せて支援する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
						総数	肉専用種				乳用種等		
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉 専用 種 繁殖 経営	県全域	現在	戸 62,636	戸 105	% 0.002	頭 1,140	頭 1,140	頭 860	頭 280	頭 -	頭 -	頭 -	
		目標	/	87	/	1,720	1,720	1,720	0	-	-	-	
	合計	現在	62,636	105	0.002	1,140	1,140	860	280	-	-	-	
		目標	/	87	/	1,720	1,720	1,720	0	-	-	-	
肉 専用 種 肥育 経営	県全域	現在	62,636	69 (29)	0.001	9,260	9,260	800 (800)	7,260 (3,160)	1,200	-	-	
		目標	/	65 (33)	/	11,480	11,480	1,480 (1,480)	10,000 (2,800)	0	-	-	
	合計	現在	62,636	69 (29)	0.001	9,260	9,260	800 (800)	7,260 (3,160)	1,200	-	-	
		目標	/	65 (33)	/	11,480	11,480	1,480 (1,480)	10,000 (2,800)	0	-	-	
乳 用 種 ・ 交 雑 種 肥育 経営	県全域	現在	62,636	135 (17)	0.002	28,290	-	-	-	28,290	5,590	22,700	
		目標	/	120 (17)	/	28,400	-	-	-	28,400	4,800	23,600	
	合計	現在	62,636	135 (17)	0.002	28,290	-	-	-	28,290	5,590	22,700	
		目標	/	120 (17)	/	28,400	-	-	-	28,400	4,800	23,600	

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

① 規模拡大のための取組

意欲ある経営体が規模拡大に取り組むため、引続き国の事業等を活用した施設の整備や家畜の導入を推進する。キャトルステーションやコントラクター等外部支援組織の整備、活用を推進し、規模拡大をサポートする。また、肥育経営における繁殖肥育一貫経営化や交雑種雌牛を活用した和牛生産、酪農経営と連携した和牛受精卵移植技術の活用を推進し、繁殖基盤の拡大を図る。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

家族経営を中心とした中小規模の経営体では、高度な飼養管理の徹底により生産性と収益性を高め、持続的な経営を実現する。繁殖経営では、高能力牛群の整備や新技術の実装を推進し、生産性向上による増産を図る。また、相互扶助的組織である肉用牛ヘルパーを充実させ、高齢化が進む経営体の労働負担軽減を図る。肥育経営では、肉質・枝肉重量に留意しつつ、肥育期間短縮による生産コスト低減を図り、効率的な肉用牛生産を進める。また、データに基づいた指導により肥育技術向上を図り、更なる品質向上と販売単価向上を目指す。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

畜産クラスター等を通じ、地域の生産者、行政、農業団体等関係者が連携して継続的に取組みを推進し、地域全体で収益性の向上を図る。ICT 等新技術の実装では、得られるデータの分析を生産者団体等が行い、関係機関が連携して地域で生産者を支援、指導する体制を構築し、経営改善を図る。また、コントラクター等の外部支援組織の活用により地域内の経営がつながることで、労働力の補完や規模拡大だけでなく、最新の技術情報の共有や新たな取組への進展につなげる。特に、酪農経営との連携により性判別技術や和牛受精卵移植技術を活用した肉用牛生産を拡大する取組を推進し、酪農経営の所得確保と肉用牛増産を地域内で実現させる。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標 (令和12年度)
飼料自給率	乳用牛	21 %	32 %
	肉用牛	10 %	18 %
飼料作物延べ作付面積		4,710 ha	6,975 ha

2 具体的措置

(1) 粗飼料基盤強化のための取組

輸入飼料に左右されない安定した畜産経営を実現するのみならず、家畜排せつ物の有効活用、耕畜連携による地域社会の活性化等の多面的機能の発揮等、メリットの多い自給飼料の生産拡大により、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産への転換を進める。

具体的には、飼料生産や利用に係る新しい技術開発とその普及指導、耕作放棄地や水田を活用した飼料生産拡大、二期作・二毛作の推進、飼料生産コントラクターや TMR センター等の飼料生産集団の育成及び共同利用収穫機械の導入支援等を通じ、飼料自給率の向上を総合的に推進する。

なお、飼料畑の面積拡大に当たって、農地中間管理機構等を活用した積極的な利用集積を図るものとする。

① 県産粗飼料の生産・利用拡大

ア 牧草及び飼料作物の生産・利用拡大

今後、面積拡大の可能性がある水田や耕作放棄地活用等によって作付面積の拡大を推進するために、地域の栽培条件、立地条件に適合した草種・品種の選定や栽培技術の指導を行うとともに、必要な機械の導入を支援する。

また、二期作・二毛作の推進、不耕起播種や気候変動に対応した新しい栽培技術を開発し普及促進する。

イ 水田における飼料用稲等の生産・利用拡大

稲 WCS については、地域の栽培条件に適合した品種を選定し、飼料特性を最大限引出すための収穫調製技術や給与技術等を普及・指導する。更に関連技術の開発を推進するとともに、関係機関の連携により需給情報を迅速に提供し、協議会の設置を支援して円滑な取引を推進する。また、稲 WCS 専用収

穫機、飼料用米破碎機、ロールベアラー等の収穫調製や利用促進に必要な機械の導入を支援する。

稲わらについては、収集に必要な機械の導入や調整・保管施設の整備に対する国の事業等の活用、並びに需要者と供給者のマッチングを行う等、利用拡大を推進する。さらに、水田への有機物還元を稲わらの代替として家畜ふん堆肥を活用することにより、地域ぐるみで堆肥の積極的な活用を推進する。

② コントラクター・TMR センターの育成

飼料生産面積の拡大に伴い重要となる作業の効率化及び外部化を図るため、地域の実情に応じたコントラクターを育成する。特に、コントラクターの継続的な取組を支援するため、作期や品種の工夫による作業分散や作業料金等を含めた経営に係る指導を実施する。また、必要な機械の導入や施設の整備等を支援する。

一方、既存コントラクターや飼料会社、出荷組合を中心に、TMR センターの設置推進に取り組む。

③ 放牧活用の推進

放牧に必要な牧柵、簡易施設の整備、放牧技術の導入や生産性の高い草地への転換等に関する国の支援措置を活用するとともに、関係機関と連携して必要な技術指導の実施により放牧の取組を推進する。

(2) 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

飼料用米については、耕種農家と畜産農家等を中心とした市町村協議会を設立し、利用効果の検証、実証展示場の設置、需要者と供給者のマッチング活動等を行い、地域内流通を促進する。

また、飼料用米の利用に必要な機械の導入や施設の整備に対する支援を活用することで、生産・利用の拡大を推進する。

子実とうもろこし、イアコーンサイレージについては、濃厚飼料自給率の向上に資する飼料作物であるため、その生産・収穫に関する情報を収集し、生産者等へ提供を行う。また、取組に必要な収穫専用機械、調整・保管に係る整備に関しては国の支援措置を活用する。併せて、県及び市町村協議会が利用効果の検証を行い、子実とうもろこし、イアコーンサイレージの導入を図る地域を支援する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳については、各生産者団体のクーラーステーション（冷却機能付きの一時貯乳施設、以下「CS」と言う。）を経由して集送乳業務を行っている。

CSは現在7カ所に集約されている。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的推進方策

県内の乳業施設は13工場（日量2トン以上処理は8工場）あり、業態別には広域流通の担い手の大手乳業、主に地域流通の担い手の中小乳業及び農協乳業、牧場や地域おこしの目的で操業する小規模な乳業がある。

県内乳業は、いずれも県産生乳の有力な販売先であり、本県の酪農を振興する上で重要な役割を担っているが、低い稼働率や施設の老朽化の問題を抱えている。

このため、乳業施設の生産販売コストの低減化に向けて、処理規模と立地の適正化の検討を行い、工場間連携及び機能の集約化等により再編を含めた合理化を推進するものとする。

			工場数 (1日当たり 生乳処理量2t以上)		1日当たり 生乳処理量 ①	1日当たり 生乳処理能力 ②	稼働率 ①/②×100	備考
区域名	現在 (平成30 年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	8工場	合計	488,288	744,045	65.3	
				1工場平均	54,254	82,672		
		乳製品を 主に製造 する工場	無し	合計				
				1工場平均				
	目標 (令和12 年度)	飲用牛乳を 主に製造 する工場	令和元年の 8割程度	合計	463,874	669,641	69.3	
				1工場平均	77,312	111,607		
		乳製品を 主に製造 する工場	無し	合計				
				1工場平均				

(注) 1. 「1日当たり生乳処理量」欄には、生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2. 「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあつては6時間、乳製品を主に製造する工場にあつては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 需要の拡大

本県は全国有数の生乳生産県であることから、県産牛乳を県民に積極的に供給するため、県内乳業と連携した県産牛乳の普及を図るとともに、牛乳飲用の定着化や児童・生徒の体位・体力の向上に加え、畜産・酪農に対する理解醸成を図るためにも、学校給食への安定的な供給を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

① 家畜市場の現状

名称	開設者	登録 年月日	年間開催日数						年間取引頭数（令和元年度）					
			肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
千葉 家畜 市場	千葉県 家畜商 協同組合 理事長 蜂谷良一	昭和36年 3月31日 (第19号)	(日) 36	(日) 33	(日) 33	(日) 36	(日) 33	(日) 33	頭 1,307	頭 977	頭 71	頭 17,741 (12,949)	頭 1,709 (1,184)	頭 530 (8)
計	1ヶ所													

- (注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。
 2. 初生牛とは生後1～4週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの（初生牛を除く）、
 成牛とは生後1年以上のものとする。
 3. 乳用種等については、交雑種は内数とし（ ）書きで記入すること。

② 家畜市場の再編整備目標

本県において、肉用牛を取引する家畜市場は現状1カ所に集約されており、県内の大家畜の円滑な流通を図り畜産を振興するうえで、十分な役割と機能を果たしている。

今後も、公正な家畜取引と適正な価格形成の機能を確保しながら、肉専用種及び交雑種の初生牛・子牛の県内流通に対応して、より一層円滑かつ効率的な家畜取引を促進するため、家畜市場機能の強化を推進する。

(2) 牛肉の流通の合理化

① 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (開設) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 (頭/日)		と畜実績 (頭/日)		稼働率 ②/① (%)	部分肉処理能力 (頭/日)		部分肉処理実績 (頭/日)		稼働率 ④/③ (%)
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター	印旛食肉センター 事業協同組合	平成8年 4月1日	241	900	-	820	-	91.1	578	-	522	-	90.3
株式会社 千葉県食肉公社	株式会社 千葉県食肉公社	平成10年 10月1日	254	2,330	480	1,954	236	83.9					
横芝光町営 東陽食肉センター	横芝光町	昭和43年 5月17日	246	970	120	511	57	52.7	350	-	230	-	65.7
東庄町食肉センター	東庄町	昭和28年 12月20日	246	500	-	401	-	80.3	-	-	-	-	-
南総食肉センター	県南畜産処理 事業協同組合	平成10年 3月25日	247	470	240	208	70	44.3	150	-	125	-	83.3
計	5ヶ所	-	-	5,170	840	3,894	363	-	1,078	0	877	0	-

- (注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。
 2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「²うち牛」についても同じ。

② 食肉処理加工施設の再編整備目標

本県は、首都圏に位置する肉畜生産県であるとともに、消費県としての側面を持つ。この有利性を生かして食肉流通の合理化を図ることにより流通コストの低減を図り、新鮮で安全な県産食肉を消費者にアピールしながら提供していくことが重要である。

そのため、県内における食肉のと畜から部分肉処理までの一貫処理体制整備を推進する。

また、食肉の安全性向上や大規模流通業者のニーズに対応するため、研修などを通じた処理、加工技術の高度化及び省力化システムの導入や施設整備を推進する。

③ 肉用牛（肥育牛）の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）				目標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		②/①	出荷頭数 ①	出荷先		②/①
			県内 ②	県外			県内 ②	県外	
県内 全域	肉専用種	頭 3,539	頭 1,378	頭 2,161	% 38.9	頭 4,457	頭 2,000	頭 2,457	% 44.9
	乳用種	9,205	6,869	2,336	74.6	9,438	7,079	2,360	75.0
	交雑種	10,598	8,984	1,614	84.8	11,423	9,710	1,713	85.0
合計		23,342	17,231	6,111	73.8	25,318	18,788	6,530	74.2

（注）現在の出荷頭数及び出荷先については、畜産物流通統計の肉畜種類別都道府県間交流表との整合を図ること。

④ 具体的措置

牛肉及び牛肉加工品の消費の多様化が進展する中で、消費者が求める新鮮・安全・安心な牛肉を安定的に供給し、県産牛肉の有利性の確保と消費の拡大を図る。

このため、主な県内の生産者で構成される「チバザビーフ協議会」を活用し、県産牛肉の魅力を発信するための戦略の検討及び体制作りを推進するとともに、消費者及び実需者を対象とした各種イベントへの参加による販売促進活動や、料理方法などの正しい知識・情報の啓発・普及並びに小売り段階における千葉県産表示の推進等を図り、県産牛肉のブランド力の向上を図る。

食肉処理施設においては、実需者ニーズにきめ細かく対応した部分肉加工等を通じた低需要部位の高付加価値化を推進することにより、県産牛肉の需要の拡大を図る。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 (畜産クラスターの推進方針)

(1) 畜産クラスターの推進の基本的な考え方

畜産クラスターの継続的な推進により、畜産農家、耕種農家、流通・加工業者、市町村、農協等の地域関係者の連携・協力を通じて、地域全体で畜産の収益性の向上を目指す。

畜産クラスターの取組は、取組の成果が地域の生産者、その他の関係者に広く波及するよう、担い手の確保や労働負担の軽減、県産粗飼料生産・利用の拡大や耕畜連携の推進などに取組みつつ、地域の実態を踏まえた創意工夫や自主的な取組により、共通の目標を立て、計画を策定する。そのために、協議会等において話し合い、関係者が一体となった継続的・計画的な取組を進める。

また、この取組を活用し、地域における酪農及び肉用牛生産の振興を図り、ひいては地域の雇用を推進し、就農機会を創出する。

さらに、飼料作物と堆肥の交換、放牧の活用等を推進して、資源循環の確保や農村景観の改善を図るとともに、児童・生徒達の酪農体験学習や見学者の受入れにより、幅広い世代が生き物と接する貴重な体験・学習の場として、地域の重要な観光資源とする。

(2) 地域や畜種ごとの重点的な取組分野

① 平地が多く比較的土地の制約を受けない地域

畜産クラスター事業による畜舎整備や空き牛舎・牛房の利活用により、飼養規模を拡大し、スケールメリットを活かした畜産経営を目指す。

水田や耕作放棄地活用による飼料作物や飼料用稲等の生産・利用を推進し、輸入飼料に左右されない安定した畜産経営を実現する。

コントラクターや TMR センターの利活用による労働の外部委託化を推進するとともに、搾乳ロボットや自動給餌システム等の導入により省力化を図る。

② 山地が多く土地の制約を受けやすい地域

空き牛房の活用等により可能な限りの規模拡大を図りつつ、労働負担の少ない肉専用種の飼養を奨励するなど、地域としての飼養規模の維持を目指す。

耕作放棄地を活用した自給飼料生産や放牧を推進し、獣害の低減を図るとと

もに、見学者の受入れや体験学習の実施、6次産業化などに取組むことで、農村の景観を保持し、観光資源としての活用を目指す。

③ 畜産クラスターを推進するための県の方策

県は、各畜産クラスター協議会の計画について、国の示す基準に沿って認定するとともに、県の畜産振興施策や酪農・肉用牛生産近代化計画に沿った内容に取組むよう誘導し、酪農及び肉用牛の生産基盤強化を目指す。

具体的には、各協議会の設立、運営及び取組の推進について、地域ごとに農業事務所が中心となり、計画の立案や進捗管理について支援する。

畜産課は、各協議会の状況について、関係機関・団体と連携して情報を共有し、取組内容や実施事業について指導する。